

---

## 【特集】「朝鮮三・一独立運動100年」その歴史像の再検討

— 民族運動史の新たな可能性を探る(1) —

---

### 特集にあたって

愼 蒼 宇

---

#### 三・一独立運動100年をめぐる現在

今年は朝鮮三・一独立運動100年の年にあたる。三・一独立運動は1919年3～5月にかけて200万人以上が独立万歳示威運動を展開した朝鮮半島の動きのみを指すわけではなく、時間的にも空間的にもより広範なものであった。ロシア革命時に発表された「平和に関する布告」やウィルソンの「14か条」に明記された「民族自決」が被圧迫民族に独立への期待をもたらしたことは周知の事実である。朝鮮人のあいだでも、帝国主義と革命、民族解放をめぐる国際情勢を主体的に受け止め、中国東北地域、上海、沿海州、ウラジオストク、アメリカなどの海外在住朝鮮人や日本への留学生を中心に、朝鮮半島を超えて相互に連鎖し、中国の革命運動や極東ロシアの革命にも深い影響を与えながら運動は展開された。こうした在外朝鮮人の独立運動も、三・一独立運動の一つであるということができる。

このように三・一独立運動は単なる一地域の運動ではなく世界史的な出来事であったと同時に、日本を含めた帝国主義諸国にも大きな衝撃をもたらした。第一次世界大戦は、民族独立に向けた切実な訴えが植民地において噴出すると同時に、植民地支配下における支配側によるさまざまな犯罪行為や植民地全体で生じた被害への告発や、独立への被圧迫民族の切実な願望を封じ込め、支配地域の民族内・民族間対立や紛争をより深刻化させる契機でもあった。日朝関係においても、三・一独立運動以降の文化政治は、民族分裂政策をさらに強化した時代とされる。

そのような朝鮮三・一独立運動はどのように位置づけられてきたのであろうか。三・一独立運動100年にあたり、オーストラリア、アメリカ、カナダ、ロシア(サハリンなど)、日本など世界各地の在住朝鮮人が「2・8独立宣言」や「三・一独立宣言書」に関わる記念式典や朗読大会を開催したのは記憶に新しい。また、南北両国は2018年9月の首脳会談で出された「平壤共同宣言」に、三・一運動100周年共同記念式典を行うことを明記しており、その行方が注目されている。韓国では国家報勲処が「三・一運動」をユネスコの「世界記憶遺産」にするための事業推進を始めている。

しかし、韓国においては近年、三・一独立運動をめぐる歴史認識の対立がクローズアップされていた。それは三・一独立運動勃発後の1919年4月に上海で樹立された大韓民国臨時政府と戦後の大韓民国建国の関係をめぐるものである。大韓民国憲法前文には「我が大韓民国は、三・一運動で打ち立てられた大韓民国臨時政府の法統と不義に抗った4・19民主理念を継承し」とあり、ここでは大韓民国建国は臨時政府の法統の継承の上に位置づけられている。この立場＝「法統論」は、時の政権が本当にその「法統」にふさわしいかどうかは別にして、とりわけ金泳三大統領以降の韓国

政府の基本的な立場であり（ただし、これは朝鮮民主主義人民共和国を否定する反共的な立場を内包する両義的なもの）、文在寅大統領も、2019年を「大韓民国建国100年」（2017.8.15節演説）と位置づけている。

それに対し、2000年代以降、韓国で急速に勢力を伸ばした「ニューライト」と呼ばれる歴史修正主義勢力の中からは「建国説」と呼ばれる立場が出てきた。彼らは「自由民主主義」をベースにアメリカや日本との政治・経済関係を重視するが、植民地期の歴史認識としては「植民地近代化論」を唱えて「親日派」とされた人々を擁護し、民族主義左派や共産主義者によって主導されてきた民族運動を否定的に捉える。大韓民国の起源はこうした勢力が主導した大韓民国臨時政府ではなく、李承晩による大韓民国を建国とする「建国説」を主張するのである。とはいえ、「建国説」は実質的には独裁政権の李承晩～軍事独裁政権期の立場そのものであって、急に出てきたものではない。しかし、改めて李承晩の反共主義や、朴正熙大統領の軍事独裁時の「漢江の奇跡」を評価し、民衆的な民族運動を否定的に評価する現在の「保守派」の立場を反映しているのである。実際、李明博大統領の時期である2008年には大々的な「建国60周年行事」を行い、臨時政府を卑下する内容の建国60周年記念パンフレットを初・中等学校に配布したこともあった<sup>(1)</sup>。朴槿恵大統領も2016年光復節の祝辞で8月15日を「建国68周年」と呼んだ。

とはいえ、このような立場は決して韓国の主流ではない。朝鮮三・一独立運動は近代的な「挙族的」運動としてその評価は基本的に高い。民族解放運動研究の重鎮姜萬吉氏は「3・1革命」という呼称運動を近年展開している<sup>(2)</sup>。その理由は、運動の主導者層の多くが民主共和国を志向したからであり、フランス革命と遜色ない反封建革命であるとする。姜萬吉氏の韓国民族解放運動論は、国民国家の樹立を近現代史の指標に置き、挙族的な三・一運動の後、民族運動はブルジョア民主主義路線の「右派」と人民共和国路線の「左派」に分裂し、かつ左右合作・民族統一戦線の模索をはかる時期が長く続くが、植民地からの解放後も「分断時代」が続く中で、統一国家樹立・平和の確立と分断体制の克復に求められるべき歴史認識を見出そうとするものである<sup>(3)</sup>。

2018年4月、南北首脳によって、「朝鮮半島の平和と繁栄、統一に向けた板門店宣言」（2018年4月27日）が出された。そこでは停戦協定の平和協定への転換などで合意がなされ、「わが民族の運命は自ら決定するという民族自主の原則を確認」した。その中で、歴史認識の共有をめぐる動きも南北で行われつつあり、朝鮮半島北部で盛んであった三・一独立運動が「分断体制の克復」に向け、中心的なテーマになることは論を待たないであろう。

それに対して日本はどうであろうか。歴史修正主義的な立場に立つ安倍政権は、文在寅政権と日本軍「慰安婦」問題や「徴用工」問題で対立し、マスメディアも執拗に韓国批判を繰り返している。その中で三・一独立運動は韓国が反日ナショナリズムを高める政治的材料になるという程度の主張しか見られていない。これが三・一独立運動100年を迎えた日本の歴史認識をめぐる現在地ではないだろうか。

(1) 「イ大統領、90数年記念演説“臨時政府は大韓民国の根”」『ハンギョレ新聞』2009年4月14日付。

(2) 「‘3・1運動’ではなく‘3・1革命’と呼ぼう」『ハンギョレ新聞』2014年2月25日。

(3) 姜萬吉（宮嶋博史訳）『分断時代の歴史認識』学生社、1984年。

### 三・一独立運動をめぐる研究史① — 「原因」と「主体」をめぐる発展史

日韓でのこの落差の原因はどこにあるのか。これは日本の歴史学、あるいは朝鮮史のあり方とも決して無縁ではないと思われる。そこで、本稿「特集にあたって」では、三・一独立運動をめぐる研究史を、日本・韓国双方に関して簡単にではあるが整理してその落差を概観し、三・一独立運動をめぐる研究の課題と新たな可能性を探ってみたい。

まずは、日本と韓国の研究史を簡単に整理してみよう。1950～1960年代後半は、「原因」「主体」をめぐる論争の端緒と発展史観の確立の時期である。この時期に三・一運動をめぐる本格的な研究がスタートする。戦後、日本では在日朝鮮人によって、早くも朝鮮科学者同盟記念論集『朝鮮解放と三・一運動』（青年社、1946年）や『民主朝鮮』（4-26、1949年4月）の記念特集で三・一運動が論じられた。後者に収録されている姜声鏞「三・一運動の意義」は、三・一運動は民族自決の「ブルジョア革命」であるが、「民族解放闘争と土地に対する抗争との結合」がなく、その後の大衆運動に乗り越えられていくという発展論的歴史像を提示している。

歴史学における本格的な「原因」「主体」をめぐる議論の始まりは山辺健太郎（「三・一運動とその現代的意義（上）（下）」（『思想』372、373、1955年6、7月）、「三・一運動について（1）（2）」（『歴史学研究』184、185、1955年6、7月）によって開かれた。ここでは、国際的背景と朝鮮の情勢、三・一運動の展開（海外・朝鮮・日本）、組織者と宣伝者、「33人民族代表」の評価（山辺は低評価）、日本帝国主義の暴動鎮圧と日本人自警団の役割といった、その後の論点がすでに総花的に提示されたのである。

1960年代になると、史料的にも論点的にもより深められる。姜徳相編『現代史資料25・26——朝鮮1・2』（みすず書房、1963年）には、朝鮮総督・朝鮮軍・総督府警務局の日報報告や関係諸文書、裁判記録、新聞論調、宣言書・檄文類など、三・一運動研究を飛躍的に進展させる膨大な官憲史料が収められ、そこでの解題や、同「日本帝国主義の三・一運動弾圧政策に関して」（『日本史研究』90、1967年4月）によって三・一運動に対する弾圧政策の基本的枠組みが整理されたといつてよい。宮田節子「三・一運動の実態とその現代的意義」（『歴史評論』157、1963年9月）も新たな資料を発掘（「阪谷文書」）した。

朝鮮民主主義人民共和国科学院歴史研究所編『朝鮮近代革命運動史』（1964年）は、社会経済史に立脚した「原因」「主体」の分析（土地収奪・略奪的農政と諸階級の関連。膨大な無職者の発生）に基づき、三・一運動を武断政治の撤廃、のちの大衆的民族運動の出発点、労働者階級の未成熟、武装闘争路線、反帝闘争と反封建闘争の有機的連関の欠如、と位置づけた発展史型運動論の金字塔である。中塚明「日本帝国主義と朝鮮——三・一運動と「文化政治」」（『日本史研究』83、1966年3月）、同「朝鮮の民族運動と日本の朝鮮支配」（『思想』537、1969年3月）は、「植民地の民族運動との対抗・矛盾のあり方が、植民地支配の性格を特徴づける」という対抗的歴史像に基づいて日本帝国主義の朝鮮支配の性格を明らかにするとともに、朝鮮なき日本帝国主義史研究の問題点を鋭く指摘した。

韓国では国史編纂委員会編『韓国独立運動史』（1966年～）のシリーズと『三・一運動50周年記念論集』（東亜日報社、1969年）が大きな画期となっている。日本の研究ではあまり見られなかった地域の運動相、さまざまな主体の運動、海外の運動が注目されるようになった。しかし、「原因」と「主体」の因果関係や思想については研究が不十分であった。

### 三・一独立運動をめぐる研究史②——「民族統一」「拳族」の内実を問う論争の時代

1970～80年代になると、「民族統一」「拳族」の中の多様性や対立、思想を問う論争や研究が進んだ。渡辺学「三・一運動の思想史的位相」（『思想』537, 1969年3月）は、民族独立思想・意識分析の先駆ともいえるもので、三一精神（花郎道と東学・天道教・キリスト教の民族理念）や、独立宣言における「利一義」の対立概念について考察した。

「拳族」の内容をめぐる最大の論争がいわゆる「民族代表」をめぐる論争である。姜徳相「三・一運動における「民族代表」と朝鮮人民」（『思想』537, 1969年3月）は、「民族代表」が功名心・事大性・対外依存性・民衆蔑視のゆえに投降し、民衆を指導しなかったことから民族ブルジョア階級は日本帝国主義に隷属し、独立宣言書は人民の生活と権利に触れていないと厳しい批判の立場をとった。これに対し、朴慶植「三・一独立運動の歴史的な前提——主体的条件の把握のために」（『思想』550, 1970年4月）、同「三・一独立運動研究の諸問題」（『思想』556, 1970年10月）は、彼らに歴史的・社会的諸条件・階級的制約性はあったにせよ、民族代表が署名した独立宣言書の内容とその影響力、「無抵抗主義」は高く評価すべきとし、三・一運動における拳族的運動を評価し、その後の民族統一路線を重視すべきであるとした。朴慶植『朝鮮三・一独立運動』（平凡社, 1976年）は、日本で唯一の体系的な三・一独立運動の研究書である。

ただし、民族代表の評価についてはその後の研究で姜徳相氏の指摘に分が上がる。康成銀「三・一運動における「民族代表」の活動に関する一考察」（『朝鮮学報』第130輯, 1989年1月）は、「民族代表」と民族主義者を同一視する研究に異議を唱え、1910年前後期には、民族主義者は妥協主義的潮流と非妥協主義的潮流に分化し、「民族代表」は妥協主義的な流れを汲み、外勢依存と「自治」などの妥協主義的性格が強かったことを明らかにした。

1970年代は韓国で趙東杰「三・一運動の地方史的性格——江原道地方を中心に」（『歴史学報』第47輯, ソウル, 1979年）に代表される地域史、多様な参加階層の発掘が本格化した。「民衆」を基盤とした民族運動の視点で「拳族」の内実を豊かにしようとする三・一運動研究の基盤が作られたのである。また、小島晋治「三・一運動と中国の五・四運動」、原暉之「極東ロシアの朝鮮独立運動」（『季刊三千里』17, 1979年2月）など、中国・極東ロシアでの革命運動と朝鮮の民族解放運動との運動についての研究が登場し、「世界史としての三・一独立運動」の視点が一層深化した。この点は、朴慶植氏、姜徳相氏も朝鮮半島内だけではなく、海外での運動と統一的に捉えなければならないと強調していた<sup>(4)</sup>。

また、「主体」と「原因」に関わって、三・一運動の社会経済史的条件に関する重要な提起もなされた。馬淵貞利「第一次大戦期朝鮮農業の特質と三・一運動」（『朝鮮史研究会論文集』12, 1975年3月）は、「朝鮮革命は農業革命」であるという立場から、農民の矛盾、すなわち植民地地主制の拡大・植民地農業の商品生産の拡大に伴う、植民地地主制と自小作中一上層、自小作農上層の農民的商品生産の発展をめぐる闘いを析出し、三南地域の農民による面事務所攻撃などとの因果関係を論じた。これは重要な提起であったが、これ以降、日本で三・一独立運動の社会経済史的な因果関係を追及した新たな論考はほとんどない。

(4) 「《三・一運動の歴史的意義》討論要旨」『朝鮮史研究会論文集』17, 1980年3月, 140頁。

## 朝鮮三・一独立運動をめぐる研究史③——「運動史なき歴史学」の中で

1990年代以降、三・一運動に対する関心と研究は日本と韓国で大きな開きが出てくる。近年の朝鮮史研究では、運動史研究や植民地支配の暴力・収奪に関する研究そのものが忌避されつつある。「支配と抵抗」をめぐる二項対立の図式が批判されて両者の統合過程が重視され、日本と植民地朝鮮とのあいだの対立・暴力よりも、両者の相互連関、共犯関係が重視されるようになったのである。この傾向は韓国よりも日本で特に顕著である。

それは、並木真人氏の「運動史の分野が80年代以降変化（隆盛から不信へ：引用者）した原因は、研究自体が強い政治性と社会性を帯びてきたことにある」「90年前後に起きたソ連や東欧などの社会主義体制の崩壊、中国の改革开放路線への転換、北朝鮮の体制崩壊の危機は、何らかの形で「社会主義の実現」にひとつの到達目標をおいていた人々に、現実の社会主義に対する幻滅をもたらし、90年代半ばからは学生運動などの停滞と運動して、運動史研究に対する情熱を急速に冷却させた。さらに、90年代前後から本格化したポストモダン、ポストコロニアルの研究動向に触発された国民国家論に対する批判、「植民地帝国」論の提示といった問題提起は、「支配と抵抗」という一国史的把握に基づく運動史研究の視座の学問的有用性に疑問を抱かせるようになった」<sup>(5)</sup>という研究史整理によく表れている。それは日本のナショナリズムと朝鮮のナショナリズムを同列に串刺しして批判し、それを第三者的に「越えたい」という近年の研究者の心性とも相まって、運動史研究そのものを批判、ないしは否定しようとする傾向が強くなったことと関連すると筆者は見る<sup>(6)</sup>。

実際、日本では1990年代以降、民族運動史研究を見かけることはほとんどなくなった。しかし、その中でも三・一独立運動に関して新たな地平を切り開いた研究がある。一つは、『朝鮮民衆運動の展開——士の論理と救済思想』（岩波書店、2002年）に代表される、趙景達氏の民衆史・政治文化論的アプローチからの三・一運動論である。民衆の主体意識（「士意識の拡散」）と心性（終末思想と一君万民論）、実践（「祝祭」としての暴力）という角度からの民族運動は、民族代表の「共和主義」と相容れない民衆の伝統的政治文化を浮きぼりにし、これまでの三・一運動像を大きく転換させることになった。

また、一国史を越える三・一運動という側面でも著しい進展があった。それは姜徳相『呂運亨評伝1 朝鮮三・一独立運動』（新幹社、2002年）、同『呂運亨評伝2 上海臨時政府』（新幹社、2005年）である。最近刊行された同『呂運亨評伝3 中国国民革命の友として』（新幹社、2019年）もそうであるが、姜徳相氏は呂運亨という朝鮮の民族独立運動の中心的人物に焦点を当てつつ、朝鮮の民族運動がいかに民族自決の機運、中国革命（国共内戦と合作）、ソヴィエトと国際共産主義運動、中ソ関係の中で独立のために格闘し、深く関わったかを詳細に描いている。三・一運動研究のトップランナーであった姜徳相氏が、さらに40年の歳月をかけて熟成して完成させた、今後の大きな指標となる大作である。

国際関係、とりわけアメリカから見た朝鮮三・一独立運動に関する長田彰文氏の一連の研究（『日本の朝鮮統治と国際関係』平凡社、2005年ほか）、東アジア全体の社会・運動・思想状況の中での朝

(5) 朝鮮史研究会編『朝鮮史研究会入門』名古屋大学出版会、2011年、237～238頁。

(6) 拙稿「民衆の問い方を問い直すⅠ——朝鮮近現代史・日朝関係史から」（歴史学研究会編『第4次現代歴史学の成果と課題1——新自由主義時代の歴史学』續文堂出版、2017年）を参照されたい。

鮮独立運動を、在日朝鮮人留学生を中心に描いた小野容照『朝鮮独立運動と東アジア』（思文閣出版、2013年）も近年の成果の一つである。

他方、韓国ではこの間も三・一独立運動の研究が多く出ている。その方向は、1970年代以降の地域社会、多様な主体・参加階層に関するものが中心である。その量は膨大なので、さしあたり、1960年代から三・一運動研究をリードしてきた金鎮鳳氏の『三・一運動史研究』（国学資料院、서울、2000年）や、李廷銀『3・1独立運動の地方示威に関する研究』（国学資料院、서울、2009年）、朴桓『京畿地域3・1独立運動史』（선인、서울、2007年）を挙げる。

なお、三・一運動の「原因」となる社会経済的背景については土地調査事業に関する研究が重要になる。この点については、二つの系列に大別される。一つは植民地期の土地制度の推進主体が植民地権力ではあるが、それは旧来の韓国土地制度の発展方向と軌を一にする方向で推進するものだったという見解で（宮嶋博史『朝鮮土地調査事業の研究』東京大学東洋文化研究所、1991年）、もう一つはこの二つの時期における土地帳簿改革の方向には、推進勢力において違いがあったと同様に、近代化の過程という点では同一だが、その目標と方向に差異が少なくないとする見解である（韓国歴史研究会土地台帳研究班『日帝の昌原郡土地調査と帳簿』선인、서울、2011年ほか）<sup>(7)</sup>。後者は1980年代に発掘された慶尚南道金海郡庁土地調査事業の史料よりも、書類と内容が多様かつ豊富で2000年に崔元奎氏が発見した慶尚南道昌原郡土地調査事業史料をもとに研究が進んだものである。日本では前者のみを取り上げて結論づけるケースが多いが、当時の朝鮮の土地には多様な権利関係が存在し、利用権をめぐる紛争が多発した駅屯土のみならず、排他的権利が確立されたとされる民田においても物権的性格を持つ賭地権が少なからず存在し、賜牌地など遠隔地の地主権がすでに形骸化している不在地主地も土地調査事業で排他的所有権が確定した。朝鮮総督府は所有権の絶対性の原則のもと土地収用令を制定し、地税の量的水準も朝鮮旧来の水準より強化されたものであった。ちなみに、前者は後者によって「植民地近代化論」の一種であると位置づけられている。後者のフィールドである慶尚南道昌原郡は三・一運動での大きな蜂起地の一つであり、社会経済史的な「原因」と「主体」の関わりを考えるうえで、非常に重要な地域の一つである。

### 新たな課題と本特集の試み

上記のような研究上の課題をふまえ、本特集では三つの視点からのアプローチを試みる。

第1は「記憶」である。ただし、ここでいう「記憶」とは「記憶の政治」といった類の理論的枠組みを前提としたものではない。朝鮮近現代史の民族解放運動の中で、三・一運動はどのように「記憶」され継承されてきたのかを問うものである。康成銀氏（『朝鮮近現代史における3・1独立運動の位相』）は、このテーマについて、1920年代から解放後までの朝鮮半島、海外（日本も含む）に焦点を当てて論じている。

第2は「民衆」「周辺」「不可視」からの問い直しである。指導者中心の民族運動への問い直し自体は決して新しくない。しかし、それが運動史や「民族」をかえって軽視し、周辺化してきた1990

(7) 崔元奎（訳：金耿昊・李相旭／監修：金慶南）「大韓帝国——日帝初期における土地帳簿とその性格」『アーカイブズ学研究』22、2015年6月。

年代以降の歴史研究の問題点への問い直しにつなげなければ、現在問うべき不可視化への問いとはならない。

朝鮮女性の近現代史をリードしてこられた宋連玉氏の「朝鮮女性の視点から見た3・1独立運動」は、三・一運動の女性運動家たちが国家に褒賞される一方で、フェミニズムからは「民族主義者」のレッテルを貼られてきたこと双方を批判し、女性運動家たちを真に「主体」として描きだそうとする試みである。そして、朝鮮民衆運動史をリードしてこられた趙景達氏の「三・一運動における民衆のナショナリズム——二つの事例から」（次号掲載）は、上からの民族主義的観点から民族運動・民衆運動を見るのではなく、逆に下からの民衆運動史的観点から民族運動・民族主義を捉え直そうとする試みであり、暴力の発動に至る民衆の心性に迫ろうとする論考である。『歴史評論』827、2019年3月号の特集「三・一運動100年」に収録されている「『独立万歳』の政治文化と民衆」とセットで読むことをお勧めする。

小川原宏幸氏の「三・一独立運動と朝鮮の社会的排除」は、被差別階級であった「白丁」の視点から、三・一運動の周辺で発生するナショナリズム、伝統的な村落共同体の政治文化双方からの社会的排除を問い直す試みである。これこそまさに「不可視」「不在化」されてきた底辺民衆の歴史を問うものである。

第3は、「植民地（支配）責任」の視点である。植民地支配された側から近現代の国際秩序への異議申し立てを罪や責任に結び付け追及する試みを永原陽子氏は「植民地責任論」と呼んだ<sup>(8)</sup>。そして、それは第一次世界大戦期に世界で顕在化したものでもある（もちろん、「不可視」の告発はそれ以前から常に被圧迫民族側から出されていた）。

浅田進史氏の「植民地責任論からみた1919年——民族自決と戦争責任」（次号掲載）は、パリ講和会議をめぐる歴史学の主要な論題である民族自決と戦争責任について、植民地責任論の視点から再検討を試みた論考であり、その中で朝鮮の独立宣言や中国の山東住民の被害告発の問題が扱われている。「一国史を越える民族解放運動」が現在の東アジアの運動史の大きなテーマとなっている中、時代背景と実践の問題を考えるうえで重要な論考である。

拙稿「植民地（征服／防衛）戦争としての朝鮮三・一独立運動」（次号掲載）は、植民地戦争の観点から三・一独立運動への弾圧と蜂起との関係を問い直す論考である。近年、「3・1運動時被殺者名簿（1冊217頁、630人）」（国家記録院：2013年11月19日公開）が駐日韓国大使館倉庫で発見されたが（1953年4月の第二次日韓会談前に内務部が全国調査したもの）、植民地支配の被害に関わる問題は「15年戦争」にとどまらない。朝鮮史研究者から見た日本帝国主義史への「問い」が本稿には込められている。

本特集が三・一独立運動をめぐる議論と植民地期の朝鮮と日本、同時代の世界に関わる歴史認識を深化させる契機となれば幸いである。

（しん・ちゃんう 法政大学社会学部教授）

(8) 永原陽子編『植民地責任論——脱植民地化の比較史』青木書店、2009年。